

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年2月27日

独立行政法人農畜産業振興機構

契約事務責任者 総括理事 森田 健児

1. 件名、借入れをする勘定及び資金使途

(1) 件名

令和6年度砂糖勘定の短期借入金調達

(2) 借入れをする勘定

砂糖勘定

(3) 資金使途

独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第5号ニの業務に充てるための資金調達（借入れの根拠法令は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第45条第1項）

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）に基づく、さとうきびの生産者、てん菜糖及び甘しゃ糖の製造事業者への交付金並びに経営所得安定対策の財源となる国庫納付の資金として充当

2. 借入限度額、借入方式及び取引（契約）期間

(1) 借入限度額（契約の総額）

800億円（一金融機関当たり200億円以上）

(2) 借入方式

特別当座貸越とし、借入限度額の範囲内で借入必要額を算定の上、その都度、借入れを実施する。なお、借入れの利率は借入れの都度、変動利率（日本円 TIBOR）+固定利率（スプレッド）とする。

ただし、借入れの利率又は変動利率（日本円 TIBOR）は0%を下限とする。（借入れの利率、変動利率（日本円 TIBOR）のいずれを下限とするかは、入札により決定する。）

(3) 取引（契約）期間

令和6年3月29日（金）から令和7年3月31日（月）

3. 競争に参加する者に必要な資格

次の要件をいずれも満たす者とする。

(1) 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者（法令に基づき業務の停止処分を受けていることその他これに準ずる事由により、借入金の入札への参加を認めることが適当でない

いと認められる者以外の者に限る。)のうち、機構に対する貸付けを円滑かつ確実に行うことができる者とする。

ア 銀行、保険会社、農林中央金庫、農業協同組合又は農業協同組合連合会

イ 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第35条第2項第3号に規定する貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業を行うことにつき同法第3条第1項の規定に基づく登録を行っている金融商品取引業者

ウ 信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫連合会又は中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第9条の9第1項第1号の事業を行う協同組合連合会のうち会員外又は組合員外の者へ資金の貸付けを行うことにつき認可を受けている者

(2) 「競争参加資格審査等事務取扱要領」(平成15年10月1日付け15農畜機第152号-4)第6条及び第7条に該当しない者であること。

「競争参加資格審査等事務取扱要領」(抜粋)

(有資格者とししない者)

第6条 契約事務責任者は、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第32条第1項各号に該当する者を有資格者にししないものとする。

(有資格者とししないことができる者)

第7条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後3年間有資格者とししないことができるものとする。これを代理人・支配人として使用するものについても同様とする。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な事由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(7) 資格審査の申請の時期の直前1年における法人税若しくは所得税又は事業税であって納期の到来したものを当該申請の時までに納付していない者

(8) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者

(9) その他有資格者と認められない相当な事由がある者

2 前項の規定にかかわらず、契約に係る指名停止等の措置基準(平成23年8月25日付け23農畜機第2236号)の定めるところにより、有資格者を一定期間機構の契約に係る競争に参加させないことができるものとする。

(3) 入札実施要領の交付を受けた者であること。

4. 入札実施要領の交付方法

(1) この入札に参加を希望する者は、(3)の交付期間内に(4)の問合せ先において、入札参加資格の要件を満たしていることの確認を受け、入札実施要領の交付を受けること。

(2) 入札説明について

入札実施要領の交付の際に、個別に内容の説明を行うこととする。なお、その場以外で質問がある場合は、(4)の問合せ先に問い合わせること。

(3) 入札実施要領の交付期間

令和6年2月27日(火)～令和6年3月11日(月)

(4) 問合せ先及び交付場所

東京都港区麻布台二丁目2番1号 麻布台ビル南館3階

独立行政法人農畜産業振興機構

経理部資金課 上島、大西

TEL：03-3583-8526、8186

FAX：03-3583-8757

e-mail：kenta.kamijima (アットマーク) alic.go.jp

oonishia (アットマーク) alic.go.jp

※ (アットマーク) は「@」に置き換える。

5. 入札の日時及び方法並びに開札

(1) 入札の日時

令和6年3月12日(火) 午後1時から午後2時まで

(2) 入札の方法

入札の方法は、2の(2)ただし書について「借入れの利率は0%を下限とする」、「変動利率(日本円TIBOR)は0%を下限とする」のいずれかを選択した上で、固定利率(スプレッド)を提示する一般競争入札とする。入札実施要領に定める入札書に必要事項を記載の上、FAXにて応札すること。

(FAX番号：03-3583-8757)

(3) 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者の入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(4) 開札

入札後、直ちに行う。

6. 保証金に関する事項

保証金は、全額免除する。

7. その他必要な事項

(1) 落札者及び落札順位の決定

ア 契約事務責任者は、入札した者のうち、開札時点の変動利率(日本円TIBOR、1週間)を5の(2)に基づく入札内容(下限利率とするものを選択、固定利率(スプレッド)の提示)に当てはめて計算した利率が最も低い者を第1順位の落

札者とし、さらに、利率の低い者から借入限度額に達するまで、順次、貸出可能額を割り当て、落札順位を決定するものとする。

イ 契約事務責任者は、アにおいて計算した利率が同率の者が2名以上ある場合は、入札した固定利率（スプレッド）が低い者から順に落札順位を決定するものとする。

ウ 契約事務責任者は、イにおける固定利率（スプレッド）が同じ者が2名以上ある場合は、入札において「借入れの利率は0%を下限とする」を選択した者を上位とし、「変動利率（日本円 TIBOR）は0%を下限とする」を選択した者を下位として決定するものとする。

エ 契約事務責任者は、ウにおいても同じ順位となる者が2名以上ある場合は、貸出可能額の多い者から順に落札順位を決定するものとする。

オ 契約事務責任者は、エにおいても同じ順位となる者が2名以上ある場合は、くじ引きで落札順位を決定するものとする。

（2）独立行政法人の契約に係る情報の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札又は契約の締結を行うこととする。

なお、本件への応札又は契約の締結をもって同意されたものとみなす。

（公表の対象となる契約先）

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

（公表する情報）

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(当機構への提供を要する情報)

① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高(公表日)

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)